



# Transfer Pricing 移転価格制度

Frequently Asked Questions  
-よくある質問-

Tax, Transfer Pricing

Update January 2016

---

KPMG Advisory indonesia  
[kpmg.com/id](http://kpmg.com/id)







# Transfer pricing - FAQ

Update January 2016

2010年の秋にインドネシアの移転価格規定が発令されて以来、移転価格は納税者、インドネシア税務当局 (Indonesian Tax Office “ITO”) の双方にとって最大の関心事となりました。

この冊子は、御社のビジネスが移転価格に対応しているかどうかだけでなく、税務調査に耐えるものであるかどうかを検証するための知識を提供するものです。よくある質問に対して簡潔かつ洞察力を以って答えることにより、税務更正に関する潜在的リスクを検証し、必要な対策または適切な措置を講ずる際の役に立つことを願うものです。

御社の海外関連会社および株主がインドネシアにおける移転価格の問題を認識し、注意を要する事態が発生した場合には、移転価格の専門家に相談されることをお勧めします。

## 移転価格とは？

インドネシアの2010年移転価格規定には次のような一文があります。

移転価格とは“特殊な関係にある当事者間取引における価格の決定”である。

移転価格は関連当事者間での物品、サービスあるいはその他の取引（例えば、無形資産の使用許諾や親子ローンなど）における取引価格の問題です。非関連者間の商取引は市場の実勢に従って行われ、交渉の結果、双方が合意した価格が取決められます。しかし、共通の株主または共通の支配下にある多国籍企業（Multi National Enterprise “MNE”）や企業グループの場合は状況が（一般の場合と）異なり、価格条件や収益レベルが歪められることがあります。

ほとんどの国の税制では、個別的事業体アプローチが用いられています。つまり、多国籍企業グループの各事業体は、税務上別個の事業体として取扱われています。適切な課税標準に基づいて納税するために、グループ内におけるそれぞれの企業はあたかも独立した事業体として取引をしており、特殊な関係のために取引価格が歪められていることはないとの前提が必要とされています。

OECDおよびその加盟国は、世界的な貿易、投資に対して移転価格が潜在的な影響を及ぼすと認識しています。この問題に対して統一的に対処するために、OECDは2010年7月

に移転価格ガイドライン<sup>1</sup>を発表しています。そこでは、「移転価格は、納税者および税務当局双方にとって重要である。なぜなら、収益と費用の大部分は移転価格に左右され、結果として各国における課税利益を決定するからである」と述べられています。また、国連も2013年に同様の内容を含む「開発途上国のための移転価格実務マニュアル」を発行しています。

関連当事者間の取引価格を決定するものとして世界的に認められている原則に、独立企業間原則があります。この原則の下では、関連当事者間の取引価格は、あたかも関連のない者との取引であるかの如く定めなければなりません。仮に、価格あるいは条件が独立した当事者間取引と異なる場合、インドネシア税務当局は利益に対して相応な「更正」を行うことができるとされています。

多国籍企業のグローバル化がますます進展している昨今、移転価格は世界中の税務当局の注目を集めています。インドネシアも例外ではなく、通常の独立企業間原則を遵守しつつ、インドネシア特有のアプローチに注意する必要があります。

また、インドネシアでは一定の国内取引も移転価格規定の適用を受けることから、税務当局の関心を引くことになるので注意が必要です。

---

<sup>1</sup> 多国籍企業と税務当局のためのOECD移転価格ガイドライン

## 特殊な関係とは？

インドネシアでは、特殊な関係を以下のとおり定義しています。

- 資本参加比率25%以上（直接、間接、もしくは、共有）
- 経営あるいは技術を通じての支配、または
- 家族・血縁関係

この定義は、OECDモデル租税条約や他国の税制において採用されている定義、および会計基準に基づき財務諸表で開示される関連当事者取引の範囲とは異なっています。このことは対象となる取引の相手方（インドネシア国外の取引相手）の特定に影響するだけでなく、当地における移転価格文書の範囲やアプローチ方法に問題を引き起こす可能性があります。更には、二重課税の問題を引き起こす可能性もあります。

また、インドネシア税務当局は生産物分与契約（石油・ガス）や操業契約（鉱山）、および相互に経済的な依存関係にある両者（例えば、単一の顧客とのみ取引している場合）を関連当事者と定義づけることも検討しています。



## 独立企業間価格が反映されているか？

非関連者間での取引であった場合に何が起こりえたかを正確に想定することは、実際にはもちろん不可能です。そのため、OECDガイドラインには適切と考えられる5つの移転価格手法が挙げられています。

- 独立価格比準法 (Comparable Uncontrolled Price “CUP”)
- 再販売価格基準法 (Resale Price Method “RPM”)
- 原価基準法 (Cost Plus Method “CPLM”)
- 利益分割法 (Profit Split Method “PSM”)
- 取引単位営業利益法 (Transactional Net Margin Method “TNMM”)

これらの方法はインドネシアの税法 (the Indonesian Tax Law “ITL”) および移転価格規定でも明記されていますが、詳細な適用方法は今後の改定を待つこととなります。また、OECDガイドラインはこれら5つ以外の方法を適用することも認めていますが、インドネシアの移転価格規定にはそのような条項は設けられていません。

事実上、各国においてOECD移転価格ガイドラインが容認されていますが、適用にあたっては国により差異があります。したがって、納税者は一概にOECDガイドラインに依存するのではなく、その国の税務当局特有の要件を満たすよう注意が必要です。

## インドネシアの納税者の義務は？

1983年に所得税法が施行されて以来、インドネシア税務当局は移転価格に関する「更生」<sup>2</sup> を行う権利が与えられてきました。更生を行うためのガイドラインが1993年に公表され、2002 年からは法人所得税の確定申告において関連当事者間取引を開示することも求められました。

しかし、2007年までは必要事項の詳細が定められていなかったこともあり、移転価格文書作成に関する言及はありませんでした。

2009年から、確定申告において開示する関連当事者間取引が詳細化するとともに、納税者は移転価格文書が準備されていることを言明する義務を負うことになりました。

最も明確なガイダンスは2010年のインドネシア移転価格規定です。それによれば、インドネシア税務当局は独立企業間原則を適用し、その原則に従って価格を決定するための基本的な要件を示すとともに、文書化に必要な事項を定めるとされています。

これらの諸規定は2011年に改定され、よりOECDガイドラインに沿ったものとなりました。そこでは、5つの移転価格手法のうち最適な方法を採用するべきであると規定されており、各手法が簡単に記載されています。

<sup>2</sup> 所得税法第18条(3) 項

2013年に税務調査官に示された改定ガイダンスは、より詳細な説明を付しています。このガイダンスには、税務調査官が独立企業間原則の遵守を納税者に確認するための移転価格質問書が含まれています。

さらに、昨今では税源浸食と利益移転の抑制が全世界的な課題となっていることから、追加的な対応が必要になると考えられます。OECDは税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting “BEPS”）に関する最終報告書を最近公表しました。このBEPSプロジェクトはG20各国の同意のもと2013年にOECDが開始したものであり、各国間での税制の隙間をつくことにより多国籍企業が税負担を大幅に軽減しているという問題に対処する取り組みです。

移転価格はBEPSプロジェクトにある15の行動計画の一つに採り上げられており、移転価格の結果と価値創造拠点との整合性確保や国別報告書の導入などが議論されています。これによれば、移転価格文書はマスターファイルとローカルファイル、および収入、利益、税額、事業内容等を記載した国別報告書から構成され、税務当局はより効果的に移転価格に関する情報を把握できることになります。

インドネシアはOECD加盟国ではありませんが、G20メンバーとしてBEPSの議論に参加しており、国別報告書の導入は避けられないと思われます。インドネシア税務総局(The Directorate General of Taxation “DGT”)は国別報告書を導入する意思があることを非公式に表明していますが、導入時期については明らかにされていません。

## 移転価格文書化を要求されない場合があるか？

幸い、答えはイエスとすることができます。まず、国内の関連者間取引について、改定規定では文書化は次のような異なる課税標準の対象となる納税者に対してのみ求められるとされています。

- 異なる税率が適用される納税者
- 異なる税体系（最終分離課税-ファイナルタックス）が適用される納税者
- 高級奢侈品税が適用される取引

さらに、中小企業のような法人税の軽減税率が適用される納税者は文書化義務が軽減され、インドネシア税務当局による調査を免れる可能性があります。また、現行のミニマム取引金額100億ルピア（約8,500万円相当）についても改定される可能性があります。このように、納税者が広範囲の経済分析を免れる、いわゆるセーフハーバーが導入されるかもしれません。

したがい、どの範囲まで文書化を準備する必要があるかは、ビジネス上の判断が必要です。

移転価格は、なぜ管理、監視されなければならないのか？

移転価格は経済状況に基づき定められるため、その分析では事業体が果たす機能、想定されるリスク、使用する資産を考慮することが求められます。

ビジネスが変わった場合、その変更は移転価格に反映されなければなりません。流通業者が製造分野に進出するなど事業拡大した場合、あるいは逆に特定の機能を関連者に外注化したりする場合は、移転価格方針もこれらの状況変化に従って見直す必要があります。

将来の変動に対しては、前もって準備することが大切です。収益レベルの低下は税務当局の注意を引くことになりますし、還付請求をすれば必ず税務調査が入ります。さらに、移転価格の変更は法人所得税のみに影響するものではありません。各種の源泉税、付加価値税、奢侈品販売税、それに関税にも影響し、更にこれら全てが当事者間における価格と相互に影響しあうことになります。

インドネシアの税務当局は、どのようにして、瑕疵のある移転価格方針を検出するのか？

継続的な損失あるいは過少な課税所得、さらに関連当事者間の重要な取引を示唆する資料は インドネシア税務当局の注意を引く可能性が高く、移転価格設定に対する疑念を抱かせることにつながります。このような事項に対する当局の関心はかなり広範囲に及んでおり、多くの納税者が インドネシア税務当局の企業担当職員（Account Representative）あるいは税務調査官から問い合わせを受けてきました。

## 他の係争解決法

通常、税務調査の結果として行なわれた更正に異議がある場合、定められたプロセスに従って異議申し立てを行い、それが却下された場合には税務裁判所に提訴することができます。現在、移転価格に関連した多くのケースが税務裁判所において審議されています。

しかしながら、税務裁判の結果は不確実です。そこで、代替案として相互協議手続 (Mutual Agreement Procedure “MAP”) の制度を利用することが考えられます。MAPではインドネシア当局と取引相手国の当局が移転価格の解決方法を協議します。そのため、MAPの結果が納税者にとって完全に満足いくものではなかったとしても、少なくとも二重課税を回避することができます。

その他、移転価格が将来更正を受けないという保証を積極的に求めるのであれば、取引価格事前取極制度 (Advance Pricing Agreement “APA”) を申請することができます。この制度には、インドネシア税務当局と単独で取極める ユニラテラルAPA、2 国間の税務当局によるバイラテラルAPA、および多国間の税務当局によるマルチラテラルAPAがあります。

相互協議、取引価格事前取極の手続きについては、インドネシア財務省から2014年および2015年に出された規則で詳細が定められています。現在、インドネシア税務当局は何件かの相互協議、事前取極を取り扱っています。

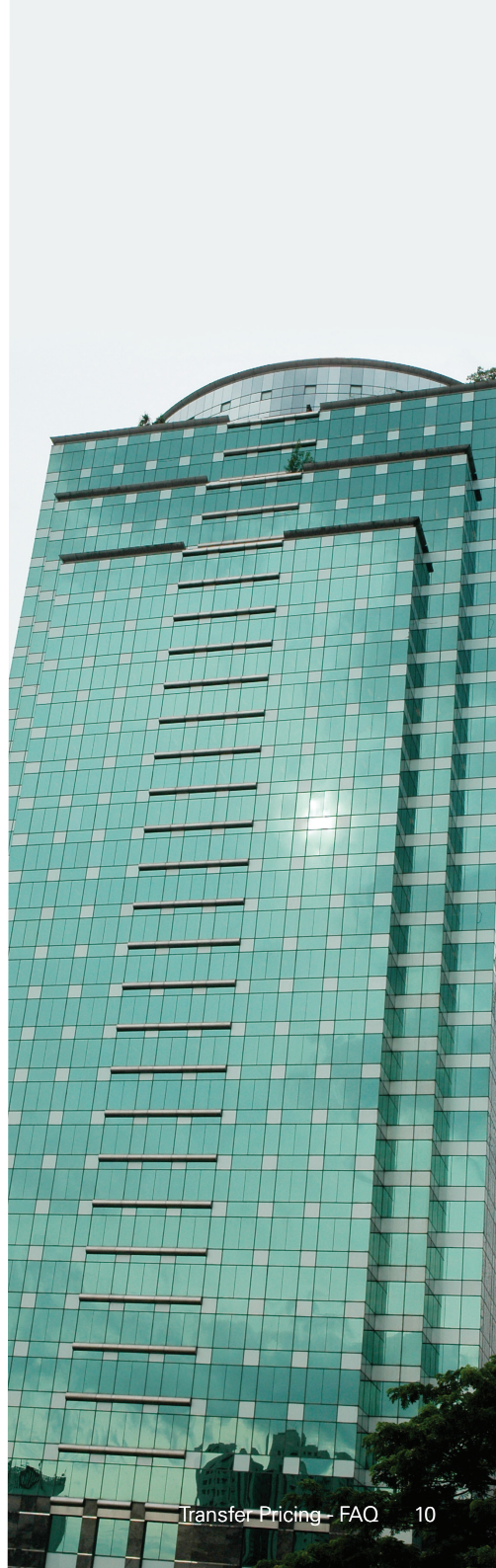
## KPMG Indonesiaは皆様を支援します

企業が法令を遵守し、自らの利益を守るための一助として、KPMGは高品質、高付加価値なサービスを提供いたします。

- 新しい取引方法に関する検討；
- リストラクチャリングの検討；
- 新規市場への参入；
- ビジネス戦略の変更；
- コンプライアンスの確実な達成；
- 企業方針や立場の堅持；
- 税務調査に対する確実な対応；
- 独立企業間原則に則した関連者間取引価格の設定；
- 法令に定められる手続きの確認；

KPMG Indonesiaには移転価格問題に精通した経験豊富な専門家チームがおり、世界各地のメンバーと連携して、あらゆる問題に対処しています。

- 移転価格文書とその他のコンプライアンスーインドネシア移転価格文書の他、インドネシア税務当局から求められる文書の作成を支援します。
- 計画立案ー利益水準の変化に相応する経済的根拠を考慮し、インドネシア税務当局の調査に耐え得る移転価格方針の立案を支援します。
- 遂行ー現在および将来の移転価格方針や企業間 契約に対するアドバイスなど、移転価格に関するリスク管理を支援します。
- 係争の解決ー国内訴訟、相互協議、事前価格取極などの所轄官庁対応を支援します。



詳細は、以下にお問合せください。

### **KPMG Advisory Indonesia**

税務サービス

33rd Floor, Wisma GKBI

28, Jl. Jend. Sudirman

Jakarta 10210, Indonesia

電話: +62 (0) 21 570 4888

ファックス: +62 (0) 21 570 5888

### **Abraham Pierre**

税務部門責任者

Abraham.Pierre@kpmg.co.id

### **Iwan Hoo**

移転価格部部長

Iwan.Hoo@kpmg.co.id

### **Hisatake Ishiwatari**

ジャパンデスク

Hisatake.Ishiwatari@kpmg.co.id

[kpmg.com/id](http://kpmg.com/id)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2016 KPMG Advisory Indonesia、インドネシアの有限責任会社はKPMGネットワークに属する独立したメンバーファームであり、スイスの協同組合（cooperative）であるKPMG Internationalに加盟しています。著作権は弊社に所属します。  
印刷場所：インドネシア

KPMGの名称、ロゴは登録されたKPMG Internationalの商標です。